

[平成15年 決算審査特別委員会(企業会計)]

委員(吉沢章子)

**吉沢章子 委員** おはようございます。私は、通告に基づき、水道事業会計及び病院事業会計の関連事項について、それぞれ一問一答方式にて質問させていただきます。

初めに、水道事業会計について水道局長に伺います。主要な要旨は2点、人件費削減効果についてと再任用による支出についてです。

決算書によりますと、今期企業債の未償還残高は626億4,977万3,236円と多額の借金を背負っており、財政逼迫の折から早急な改善が求められるところです。また、市域上水道の普及率はほぼ100%、普及のための資金及び人員はほとんど必要のない状態です。新設から維持管理へと体質が変化しているこのような状況の中、人件費の削減は当然の施策であります。議事録によりますと、平成12年12月予算審査特別委員会において、職員900人体制に向けて取り組むとの局長答弁がございましたが、現時点での削減人数について伺います。また、資料によりますと、1人当たり平均937万円余りの削減効果があるということです。これは退職金などを算入しない金額ですので、概算で1,000万円超の効果が見込めると思いますが、今期決算での人員削減による金額の実績について、あわせて伺います。

なお、900人体制の目標年数は5年程度を目途としたのではないかと予想いたしますが、平成12年の局長の御答弁、翌平成13年から起算いたしますと平成18年ということになりますが、達成年度の目標はそういう認識でよろしいのでしょうか、伺います。

次に、再任用による支出について伺います。市職員が定年退職をされた後、希望があれば再任用という形で再就職が可能な制度ですが、例えば民間企業で負債を抱えた会社が退職社員に対して、もう一度雇用の機会を提供できるでしょうか。答えはノーだと思います。しかも年金の受給まで収入がないからという理由は、それが理由として成り立つこと自体、はなはだ疑問で、市民感情からは許せないものだと言わざるを得ません。また、再任用制度により再雇用された職員の窓口などでの対応が横柄だという市民の声も仄聞いたします。すべての人がそうではないでしょうが、こういう声があっては市民サービスの向上を目指す市政の方針に逆行するものであり、ますます市民の理解は得られません。同じ定年後の採用ならば、民間の方に広く門戸を開いた方がよっぽど喜んで働いていただける上に、市民サービスも向上する一石二鳥の効果が得られると思います。再任用の人数と、その職種及び費用について伺います。

**持田一成 水道局長** 水道関係の御質問でございますが、職員定数の削減状況と再任用制度についての御質問でございますが、初めに職員定数の削減状況でございます。平成12年度から職員数900人体制を目指し、事業の効率化や委託化を進めながら、職員の削減に取り組んでまいっております。この結果、平成12年度の職員数は1,097人に対しまして、平成15年度991人と3カ年で106人の削減を実施したところでございます。これを人件費に換算いたしますと、平成13年度の単年度では約4億1,400万円、平成14年度の単年度では約3億円、平成15年度は予算ベースでございますが、約4億3,600万円となり、106人の人件費削減効果は累計で約22億7,800万円となります。厳しい経営環境を踏まえ、今後も組織の統合やスリム化、業務委託などを推進し、900人体制の早期実現に向けた取り組みを進めてまい

ります。

次に、再任用制度でございますが、再任用制度は本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、雇用と年金の連携を図るとともに、長年培った能力、経験を有効に発揮できるよう、法律改正により導入された制度でございます。本市におきましても川崎市職員の再任用に関する条例が制定され、平成14年度から働く意欲と能力のある職員を選考により再任しております。再任用職員数と費用につきましては、平成14年度、事務職1人、技術職6人、技能職4人の計11人で、約4,500万円、平成15年度、技術職4人、技能職4人の計8人で、約3,270万円となっております。以上でございます。

**吉沢章子 委員** それでは、意見、指摘をさせていただきます。まず、職員の定数削減についてですが、達成年度についてのお答えはありませんでした。時間的な目標のないプロジェクトはあり得ないと指摘せざるを得ませんが、ぜひ平成18年には900人とどまらず、さらなる削減の数値をお示しいただきますよう強く指摘をいたします。と申しますのも、106人の累計で約22億7,800万円もの削減効果が出ているとの御答弁でありました。この数字は私が尋ねて初めて算出したとのことですが、非常に大きな金額です。人件費というものがいかに財政に大きく影響しているかを示すものでもあります。

また、削減実績に影響する再任用の問題ですが、計算いたしますと、平均毎月1人当たり34万円余り支払っていることとなります。再任用で34万円、高いと見るか安いと見るか。私は高いと思います。626億円もの負債を抱えた企業が再雇用者に払える金額でしょうか。とても市民に理解を得られるとは思えません。早急な見直しを求めます。また、この再任用制度を利用した職員は、御答弁では11人、そして8人と決して多くはありません。要するに需要がないのではないのでしょうか。実際の話、ある程度の地位にあった方がいわば平社員になって、今まで部下だった方に使われなければならないわけです。使う方も使いづらい。使われる方もおもしろくない。したがって勤労意欲はわからない。市民サービスも必然的に低下する。そして、市は毎月34万円支出しているわけです。私は三方一両損だと思えます。本当に必要なのか、もう一度この制度に対して見直しをするべきではないのでしょうか。これは当然、水道局のみの問題ではありません。別の機会にぜひ議論をさせていただきたいと思えます。

また、水道公社についても現在127名の職員が勤務しているそうですが、民間に任せられるものはお任せして、人件費のより一層の削減をすべきです。いずれにいたしましても財源は市民のお財布から出る水道料金でございます。さらなる経営努力、体質のスリム化を促進するのは無論のこと、水道料金値上げなどという事態にならないよう、負債償還、経費削減にしっかりと取り組んでいただきますよう強く指摘をさせていただきます。

次に、病院事業関連の質問をさせていただきます。要旨は主に5点でございます。企業管理者の権限について、北部医療施設の人材について、市立病院間の連携と広域連携について、総合診療科について、医師の情報開示についてであります。

初めに、企業管理者の権限について健康福祉局長に伺います。企業管理者は3病院を管轄し、広範な権限を有すると、一昨日の局長の御答弁がございました。企業管理者については現状においてさまざまな問題が検討の範囲を出ないとのことですので、1点のみ伺います。企業管理者はその広範な権限において、川崎、井田、北部の3病院の医療事故、医

療ミスなどに関してチェック機関としての機能はどの程度あるのでしょうか。現状よりも企業管理者に権限が移譲された方が、私の提言いたしております医療ミス事故などのチェック機関の充実に一步近づくのか伺います。

**石野厚 健康福祉局長** 地方公営企業法の全部適用による医療安全推進についての御質問でございますが、医療事故防止等の医療安全対策は、患者さんが安心して市立病院を受診していただくための重要課題と考えております。全部適用に移行した場合には市長事務部局から独立し、企業管理者を設置するため、組織体制や指揮命令系統の強化により、意思決定や事務手続の迅速化が図られますので、市立病院の医療安全対策につきましてはこれまで以上に組織的な取り組みや点検が実施できるものと考えております。以上でございます。

**吉沢章子 委員** 専門家の方がトップになるということを想定すれば、よりスムーズな指揮系統となり、迅速な対応が期待できるはずですが、組織の体制をつくる際にチェック機関の充実をうたえば前進できるのではないかと期待もあります。いずれにしても検討項目を整理し、議会においての議論、審議等、当然なされるものと思っておりますので、議論はそのときに譲りまして、次の質問に移ります。

次に、北部医療施設の人材について健康福祉局長に伺います。医師の人材を単独の大学に限らず広く採用することは、適度な緊張感を生み、なれ合いになりにくく、開かれた医療現場を実現するための一助であると考えます。前段の地方公営企業法の全部適用により変化が生じるかもしれませんが、現在までの経緯では北部医療施設の管理委託予定先は聖マリアンナ医科大学であります。医師の採用に当たり、人材の3分の1以上を他大学出身者とするという、前市長と聖マリアンナ医科大学前理事長との取り決めをきちんと遵守していただけるよう、開設者である市はしっかりと指導管理すべきであります。見解を伺います。また、市立病院同士の連携を円滑にすることを当然考慮すれば、川崎病院、井田病院の系列大学出身者も人材として必要ではないかと考えますが、あわせて伺います。

**石野厚 健康福祉局長** 北部医療施設における医療従事者確保についての御質問でございますが、平成10年度に管理運営委託先を選定した際、医師、看護師、その他の従事者の十分な確保については受託者の責任においてこれを行うことを委託条件の一つとしております。ただし、医師については広く優秀な人材の確保を図るとともに、急速に進歩向上しつつある医療技術の面で医師相互が切磋琢磨し、絶えず適切な医療の提供ができるような職場環境をつくる必要があり、その3分の1以上は他大学の出身者とした経緯がございます。このため聖マリアンナ医科大学に対しましては、市立病院相互の連携を図るという観点も含め、開設当初はもとより、それ以降もこの割合を維持するよう確認してまいります。以上でございます。

**吉沢章子 委員** 北部医療施設の開設後は連携を強化するということは、現状は余り連携できていないということですね。せっかくそれぞれの特色ある病院であります。北部医療施設の開設を待たなくても、今できる連携は大いにすべきです。市民は市立病院は当然

連携しているものと思っています。3病院完成後はもちろんのこと、可能なことから即始めていただきますよう要望いたします。また、広域的な連携につきましては、特に2次救急の受け入れ体制は確立されていないのが現状です。患者さんのいわゆるたらい回しは日常茶飯事であります。その意味においても北部医療施設の完成が待たれますが、今後一層の連携を強めることを強く、これは指摘とさせていただきます。

次に、総合診療科について伺います。患者さんが初診で病院に行き、自分の症状はどの科で診てもらわなければならないのか分からないということは多分にあることだと思います。例えば腹痛と頭痛と足も痛いといった場合、一体どこに行けばいいのかわからないわけです。川崎病院では総合診療科という科があり、そこで対応しているそうですが、どの程度対応しているのか、内容と改善すべき点はないのか伺います。また、井田病院では総合診療科はないそうですが、初期診療をどのように対応しているのか、今後、総合診療科をつくるのか伺います。また、北部医療施設でも総合診療科を用意すべきですが、健康福祉局長に見解を伺います。

**石野厚 健康福祉局長** 総合診療科についての御質問でございますが、現在、川崎病院での総合診療科につきましては、救急診療を中心に担当しております。御指摘のように、該当する診療科がわからない患者さんに対しましては、総合案内などにおいて患者さんの主訴により個々に相談をお受けし、該当する診療科に御案内しております。今後はさらに的確な御案内のもとに速やかに受診ができるよう、専任の看護師等を配置することを検討してまいりたいと存じます。また、井田病院につきましては、総合診療科は設置していませんが、看護師の非常勤職員を総合案内として既に配置しているところでございます。

次に、北部医療施設につきましては、開設当初から総合診療科を設け、受診する診療科が明確でない患者さんの初期診療を担当することにより、患者さんの利便性向上を図るとともに、複数の合併疾患に対する総合的な対応を目指してまいりたいと存じます。以上でございます。

**吉沢章子 委員** まず総合診療科に行けばいいと、患者さんが安心して市立病院に行くことができますよう、サービスの一層の向上を期待します。専任の看護師等の配置を検討するとの御答弁をいただきましたので、ぜひ早急な対応を要望いたします。結果の御報告を求めておきます。

次に、医師の情報開示について伺います。民間の医療機関では待合室に医師の顔写真、学歴、手術歴、また趣味なども記載した情報開示を行っているところが多くあります。患者が医師を選択するという基本的な権利を行使するに当たり、情報開示は必要なツールであると考えますが、市立病院ではどのように考えていますか。現状と今後の取り組みについて健康福祉局長に伺います。

**石野厚 健康福祉局長** 医師の情報開示についての御質問でございますが、近年、インターネットの普及に伴い、ホームページを活用した情報の提供が活発に行われております。市立病院の医師の情報につきましても、現在それぞれの病院内でインターネットの活用や院内案内板への表示など、医師の診療に関する情報の提供について検討しているところで

ございます。以上でございます。

**吉沢章子 委員** ありがとうございます。ぜひ早い時期の情報開示を要望いたします。準備時期も必要かと思いますが、情報開示実施の目標年月をお示してください。

**石野厚 健康福祉局長** 医師の情報開示についての御質問でございますが、市立病院におきましては広報紙の発行やインターネットホームページ等により、医師に関する情報を今年度中に掲載する予定でございます。以上でございます。

**吉沢章子 委員** インターネット、広報紙に関しては今年度中に実施していただくという御答弁をいただきました。ぜひよろしく願いいたします。また、院内掲示に関してはさほど準備も要らないと思いますので、より早い時期の実施を要望いたします。

なお、きょうは現場の方がいらっしゃっていますので、せっかくの機会ですから現場の声をお聞きしたいと思います。医師の情報開示に対して、現場はどのような見解をお持ちでしょうか。これは先行して行っている井田病院の院長に伺います。

**若野紘一 井田病院長** 医師の情報開示についての御質問でございますが、井田病院におきましては、昨年度からホームページ上の診療科名や外来診療表とリンクさせまして、医師の一部の顔写真や職歴、認定医等の資格、得意分野及び論文名などの掲載を行っております。さらに、玄関ホールの病院組織図や医師が胸につけますネームプレートに顔写真を入れるべく、ただいま準備しております。いずれも井田病院を受診されます患者さんの事前の医療情報提供として、安心感を与える効果が高いものと考えられますので、今後とも拡充を図ってまいりたいと思っております。以上です。

**吉沢章子 委員** ありがとうございます。情報開示は患者さんと医師とのコミュニケーションにも非常に役立つと思います。患者さんの選択肢も広がり、また親しみもわきます。院内掲示を含め、より一層の開示に取り組まれますよう要望いたします。

最後に、病院事業関連については、今回1つのテーマを持って質問させていただきました。それは安心ということでございます。病院に行く方は少なからず不安をお持ちの方々です。安心できる材料をいかに多く提供できるかということは、心のケアという視点からも大変重要な課題であると思います。中には病院嫌いという方もいらっしゃる中、情報開示や看護師さんのいる総合診療科の存在は、敷居の高い病院へ行けるきっかけになるのではないのでしょうか。それによって救える命もあるかもしれません。直接命にかかわる大事な事業です。安心と、そして安全の医療を目指して今後も精進されますことを要望といたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。